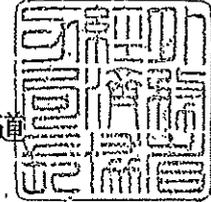


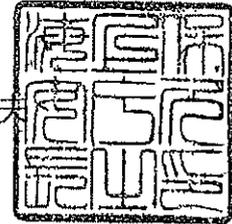
覚 書

外経協技第22号
保総国第25号
昭和62年3月12日

外務省経済協力局長
英 正 道



海上保安庁次長
大 塚 秀 夫



外務省、海上保安庁は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律案を国会に提出するに際し、下記の通り確認する。

記

1. 国際緊急援助隊の派遣に必要な輸送については、原則として民間の輸送手段で行うものとし、外務大臣が海上保安庁長官に対し、海上保安庁の船舶又は航空機による輸送を要請するのは、緊急かつ真にやむを得ない場合であって、他に輸送手段がないと認められるときに限られること。
2. 上記1の場合における海上保安庁の船舶又は航空機による輸送活動は、法第2条第1号の救助活動に含まれるものであること。
3. 上記1の外務大臣の海上保安庁長官に対する要請のための法第3条に基づく協議に当たって、外務大臣は、通常の業務に特段の支障がないかどうかについての海上保安庁長官の判断を尊重すること。